

7th sense

セブンセンス

セブンセンスグループ

セブンセンス税理士法人
セブンセンス社会保険労務士法人
セブンセンス行政書士法人
セブンセンス株式会社
株式会社アイクス
株式会社東京ビジネスセンター
セブンセンスマーケティング株式会社
セブンセンスR&D株式会社
株式会社セブンセンスファーム
セブンセンスFAIR株式会社
seventh sense GEPAS 株式会社
7TH SENSE GROUP SINGAPORE PTE. LTD.
<https://www.seventh-sense.co.jp/>



hmr
seventh sense

INDEX

セブンセンスグループ.....	P. 2
ご挨拶 季刊誌7th sense デジタル化への移行によせて	P. 3
ちょっとITタイム	P. 4
「K-J Startup Alliance」発足	P. 5
2025年度(令和7年度)税制改正 所得税の基礎控除の見直しの要点...	P. 6
キャリアアップ助成金 正社員化コースの変更点	P. 8
事業承継に関する大事なお話 2025年問題、次は2040年問題.....	P. 9
健康経営プロジェクト.....	P. 10
若者円卓会議 NEWS	P. 11



会計事務所業界をリードする 国内有数の総合型会計事務所。 それが、セブンセンスグループ。



セブンセンスグループが基本理念に据える「**Sense of Humor**」。
人には五つの感覚があり、第六感があり、
そしてセブンセンスグループは七つ目の感覚として「ユーモア」を大事にしています。
日々に少しのユーモアをプラスする。
たったそれだけのことで、プライベートも仕事も充実し、
会社や社員の人生がより豊かで輝いたものになっていきます。
そして、これによって新しい目線と自由な発想も生まれていきます。
これこそが、お客様と社員と企業に関わる全ての人々と、幸せな毎日過ごすために大事だと考える、
セブンセンスグループの「ユーモア」なのです。

Sense of Humor				
企業理念	チャレンジング × チェンジング ÷ セブンセンス			
Vision	お客様とともにグローバル・エコノミーを創出する			
Mission	お客様から最高に信頼される 相談相手となる		社員とその家族の well-beingを実現する	
Value	圧倒的な プロ意識を 持つ	ハーフ 革命に 挑戦する	自己限定 を しない	社会正義 に 貢献する

Seventh sense group

ご挨拶

今号を最後に、紙媒体による季刊誌の発行を廃止することになりました。自然環境意識の高まりなどを踏まえたペーパーレス化の一環としての施策ですが、やはり実物の紙面が残らなくなるのは寂しいですし、実物を皆様のお手元に届けることができなくなることも心苦しい限りです。

AIがより進化していくこの先の世界で、人には何が求められるのか？「なんとなく」という言葉がキーワードになるような気がなんとなくしている今日この頃です…笑。

グループ代表
徐 瑛義
(そう よんい)

■三男が通う小学校のPTAバスケットボール部で毎週汗をかいています。先日の大大会では見事に優勝！嬉しかったな…！



季刊誌 7th sense デジタル化への移行によせて

誰が言ったのかは知りませんが、『経験は誰にも盗まれない』という言葉が大好きです。

知識や経験は、本を読んだり、旅行をしたり、スポーツをしたり、仕事に打ち込んだりと、あらゆる場面や方法によって得ることができます。これらは目には見えないけれど、確かに私たち一人一人の頭の中や心や体に浸透して失われることはありません。盗まれないし無くす心配もなく、時間と共に価値を増していく、人生において最も価値のある無形資産だと思います。（とはいえ、忘れたり衰えたりする心配はあります…。）

例えば、仕事をして100万円の報酬を得たとして、この100万円というお金は使えばすぐに無くなってしまいます。しかし、その仕事で得た知識や経験やお客様とのご縁は一生の財産です。しつこいですが盗まれないし無くす心配もありません。つまり、仕事の報酬にはお金以外にも経験やご縁という無形の報酬があるということです。そしてこの無形の報酬は、未来へと繋がる財産です。良い仕事をすれば、経験という報酬（財産）を得られることはもちろんのこと、次の仕事のご依頼やご紹介にも繋がっていくのです。

さて、これまで四半期毎にお届けしておりました『季刊誌 7th sense』ですが、タイトルにもありますように、「紙」での発行とお届けはこれが最後になります。えっ、季刊誌やめちゃうの！？と一瞬驚かれたセブンセンスファンの方々、安心してください。私たちが変えるのは単に「カタチ」であって、皆様との「つながり」ではありません。今後はウェブサイトでの公開に加え、デジタルマガジンやメールマガジン、SNSなどを通じて、もっとタイムリーに、もっと身近に、皆様にご満足いただける有益な情報をお届けしていきたいと考えております。

どんなに技術が進化してもツールが変わっても、それを活かすのはいつも人の力です。この先にAIが高度に進化しても、それを使いこなす人の知恵や判断力、経験の蓄積は一朝一夕では得られません。だからこそ私たちは、日々学び、経験を積み、仲間と共に知識を共有しながら成長を続けています。そして、そこにちょっとしたユーモアを加えることで、仕事はもっと楽しく前向きで創造的なものになると信じています。

これまで、そしてこれからも、いつもユーモアと共に「チャレンジング×チェンジング≡セブンセンス」という理念を胸に、今後も私たちは新たなステージへと歩みを進めていきます。

デジタル化の流れとDXの推進に基づく今回の施策は、新しいステージへの新たなスタートです。お客様から最高に信頼される相談相手となるために、どのような変化の中でも、知識や経験という誰にも奪われることのない財産を礎に、グループ一丸となって引き続き猪突猛進していく所存です。

これまで紙面を手にとった皆様、ご感想をいただきました方々、アドバイスをくださった方々、等々、本当にありがとうございました。グループを代表して心より御礼を申し上げます。

次は、あなたのスマホやPCの画面でまたお会いしましょうね！

山口 高志

やまぐち たかし

グループ
CTO

■ITを使って仕事を
便利に楽しく出来る
よう、毎日情報収集
中です！



身近になった生成AI NotebookLMを試してみては？

技術革新のスピードが加速し続ける2025年、わずか2年前には想像もできなかった生成AIツールが次々と登場し、ビジネスの現場を大きく変えており、中小企業でも生成AIの活用が現実的になってきました。

今回はGoogleが提供する「NotebookLM」を使って、業務効率を向上させる方法についてお話しします。

■生成AIとは？今どこまで使えるの？

生成AIとは、文章、画像、音声などを自動で生成する人工知能の技術です。2023年のChatGPTブームを皮切りに、2025年現在では様々なツールが登場し、ビジネスの現場での活用が急速に広がっています。

■NotebookLMってどんなツール？

NotebookLM（ノートブックエルエム）は、Googleが開発した生成AIツールで、特に「文書理解」と「情報整理」に特化しています。従来のチャットボット型AIと異なり、ユーザが提供した文書やデータを深く理解し、それに基づいて質問に答えてくれるのが特徴です。

公式サイト <https://notebooklm.google.com/> にGoogleアカウントでログインし、「新しいノートブック」を作成、文書やデータをアップロードして使います。

生成AIでできること

- 文書の作成・要約・翻訳
- メールの下書き作成
- プレゼン資料の構成案作成
- データの分析と解釈
- アイデア出しやブレインストーミング
- 画像・イラストの作成
- 動画コンテンツの生成
- プログラムコードの作成・修正
- 音楽・効果音の作成

など

■注目の新機能！音声概要でオリジナルポッドキャストを作ろう

NotebookLMの最も画期的な機能のひとつが「音声概要」機能です。ユーザがアップロードした文書を基に2人のAIホストが、まるでラジオ番組のように自然な対話形式で、文書の核心部分を効果的にまとめ内容を解説するポッドキャスト風の音声、ものの数分で自動生成されます。



この機能を使えば、車や電車で移動中でも、要約した音声概要を聞くことで、資料や会議の内容などをキャッチアップすることができ、移動時間をより有効に活用することが可能です。業務効率の向上に役立ててみてはいかがでしょうか。ただし、AIが正しいことを言っているとは限りませんので、その点は気をつけるようにしましょう。

生成AIとの上手な付き合い方

NotebookLMをはじめとする生成AIは、人間の創造性や判断力を代替するものではありません。むしろ、私たちの思考や作業を支援し、より高度な業務に集中できるようにするパートナーとして活用することが重要です。

2025年後半には、さらに高精度な文書理解機能や、動画・音声ファイルの対応も期待されています。中小企業においても、これらのツールを早めに導入し業務効率化を図ることで、競争力の向上につながるでしょう。

「K-J Startup Alliance」発足

韓国スタートアップ企業の日本進出を全面支援

この度セブンセンスグループは、大韓貿易投資振興公社（KOTRA）と共同して、日本へ進出する韓国スタートアップ企業を支援する新しい取り組み「**K-J Startup Alliance**」を発足しました。K-J Startup Allianceは相互協力プラットフォームとして、参加者のネットワークの拡張、ブランディング、Meet-upおよびネットワーキングイベントの開催など、韓国スタートアップ企業の日本進出を強力にサポートしていきます。



2025年4月24日、「K-J Startup Alliance」オープニングセレモニーが開かれました

kotra

Korea Trade-Investment
Promotion Agency

大韓貿易投資振興公社（KOTRA）は、1962年に韓国政府が貿易振興および海外市場調査を目的として設立した独立行政法人。設立以降、1995年に投資支援、2009年に人材交流を事業領域に加え、国内外の多様な顧客に対して幅広いサポートを提供している。

現在、84か国・129か所の海外拠点（貿易館）を通じてビジネスプラットフォームの構築を推進しており、日本地域本部は東京・大阪・名古屋・福岡の4拠点に貿易館を設置し、両国間の経済・人的交流の拡大に取り組んでいる。また、韓国科学技術情報通信部（省）や中小ベンチャー企業振興公団と連携し、霞が関および御成門にビジネスインキュベーター施設を設立。日本へ進出する韓国ITベンチャー企業の支援に力を入れている。

2025年度(令和7年度)税制改正 所得税の基礎控除の見直しの要点

税理士 大竹 香織

静岡
オフィス

おおたけ かおり

税理士

■ゴルフの練習を
始めました。今年
中にコースを回れ
ると…いいな！



3月31日、2025年度の税制改正関連法が参議院本会議で可決・成立しました。今回の税制改正では、いわゆる「103万円の壁」の引き上げなど、多くの人に関わる内容が盛り込まれています。

2025年度税制改正のうち、わたしたちの暮らしへの影響が考えられる、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設、扶養親族等の所得要件について確認していきます。

1. 基礎控除の見直し

基礎控除額が48万円から58万円に引き上げられました(合計所得2,350万円以下の方)。さらに、合計所得金額に応じ基礎控除が上乘せされる特例も新設されました。合計所得金額132万円以下は恒久的に、132万円超655万円以下は今年と来年に限り、基礎控除額が上乘せされます。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額(注3))		基礎控除額	
		改正後(注1)	
		2025・2026年分	2027年分以後
132万円以下 (200万3,999円以下)		95万円(注2)	
132万円超 (200万3,999円超)	336万円以下 (475万1,999円以下)	88万円(注2)	58万円
336万円超 (475万1,999円超)	489万円以下 (665万5,556円以下)	68万円(注2)	
489万円超 (665万5,556円超)	655万円以下 (850万円以下)	63万円(注2)	
655万円超 (850万円超)	2,350万円以下 (2,545万円以下)	58万円	48万円

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

2. 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額がプラス10万円引き上げられました。それにより、年収190万円に満たない人は、給与所得控除額が増えることになります。

給与の収入金額		給与所得控除額	
		改正後	改正前
162万5,000円以下		65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下			その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下			その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

3. 特定親族特別控除の創設

居住者が**特定親族**（※）を有する場合、その居住者の総所得金額等から、その特定親族 1 人につき、その特定親族の合計所得金額に応じた控除を受けられる**特定親族特別控除**が創設されました。これまでは扶養している大学生年代の子どもが年収が103万を超えると、親は63万円の扶養控除を受けられませんが、特定親族特別控除により控除の適用範囲が拡大されます。

※ 居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人。ただし、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人および白色事業専従者を除く。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注))		特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超	90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超	95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超	100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超	105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超	110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超	115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超	120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超	123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4. 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件 (注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 (注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。
2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

源泉徴収義務について

2025年11月までの給与および公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。2025年12月に行う年末調整の際に上記の改正が適用されます。

2025年の年末調整での留意点

- ・改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認してください
- ・特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

出典：国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」



キャリアアップ助成金 正社員化コースの変更点

社労士
山崎 岳彦

やまさき たけひこ

東京
御徒町
オフィス

特定
社会保険
労務士

■ サッカーをしている
長男の影響で、スタ
ジアムでのサッカー観
戦にはまっています。



キャリアアップ助成金は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取り組みを行った事業主に対して助成金を支給する制度です。2025年4月以降、助成額や対象者の範囲が大幅に見直されました。

キャリアアップ助成金には複数のコースが用意されていますが、今回はそのうちもっとも利用されている「正社員化コース」の変更内容をご案内します。

■新しい支給区分「重点支援対象者」を設定、助成額も変更

「正社員化コース」は、6か月以上雇用される有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換し、正規雇用後6か月の賃金を正規雇用前6か月の賃金より3%以上増額させた事業主に助成されます。

	1人あたりの支給額	
	2025年3月まで	2025年4月以降
有期雇用労働者 → 正規雇用労働者	80万円 (大企業は60万円)	重点支援対象者 80万円 (大企業は60万円)
		重点支援対象者以外 40万円 (大企業は30万円)
無期雇用労働者 → 正規雇用労働者	40万円 (大企業は30万円)	重点支援対象者 40万円 (大企業は30万円)
		重点支援対象者以外 20万円 (大企業は15万円)

今回の変更で新たな支給区分「重点支援対象者」が設けられました。重点支援対象者は、次のA～Cのいずれかに該当する者を言います。

A：雇入れから3年以上の有期雇用労働者

B：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者

①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下

②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない

C：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者

※ ただし、雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなす

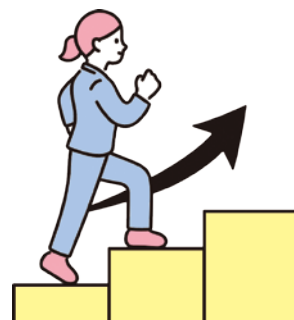
上の表のとおり助成額も変更となり、重点支援対象者以外は半減となりました。

また、新規学卒者（※）について、雇い入れられた日から起算して1年未満の人は、支給の対象から除外されることとなりました。例えば、2025年4月1日に雇用された新規学卒者は、2026年3月31日まで支給対象外となります。

※ 高校や大学、職業能力開発総合大学校などの学校を新たに卒業する者、および卒業年度の3月31日までに内定を得た者

■キャリアアップ計画書の手続きが簡単に

キャリアアップ計画書とは、有期雇用労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、おおまかな取り組みイメージ（対象者、目標、期間、目標達成のために実施する内容）をあらかじめ記載するものです。キャリアアップ助成金を受けるため、これまでは管轄の労働局によるキャリアアップ計画書の事前認定が必要でしたが、今後は届け出のみでよいこととなりました。なお、これは正社員化コースだけでなく全コース共通の変更となります。



事業承継に関する大事なお話 2025年問題、次は2040年問題

飯田 邦博

静岡
オフィス

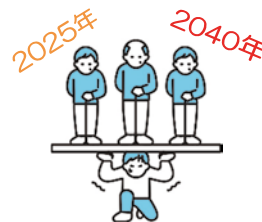
いいだ くにひろ

株式会社
アイクス
代表取締役

■趣味は、バイク。
愛車は、カワサキ
ゼファー1100。所
有歴は32年になり
ました。



超高齢化社会の到来による諸問題の総称であった「2025年問題」。このワードが取り沙汰された頃は、まだ先のことだろうなと思っていましたが、2025年も半年が経過しました。今では15年後の「2040年問題」が危惧されています。



そもそも2025年問題とは

人口ボリュームの大きい団塊の世代（1947年～1949年生まれ）が2025年にすべて75歳以上の後期高齢者となるため、高齢者人口の急増により懸念される社会的諸問題の総称です。医療費・介護費の爆発的増加や医療・介護従事者の深刻な人手不足、社会保障制度の持続懸念などがあげられます。

2025年の現状

事業承継業務に携わっている我々としては、数年前より高齢化による後継者不足や生産人口の減少を現場レベルで感じています。

医療・介護費の増加に対しては、国は地域包括ケアを提唱し、入院期間の短縮や自立機能回復を推奨しています。労働人口減少については、定年の延長や年金受給年齢の引き上げ、外国人労働者の受け入れの傾向を強めています。

2040年問題とは

2040年頃、第二次ベビーブーム（1971年～1974年）に生まれた団塊ジュニア世代が高齢者となるため、少子高齢化・人口減少に伴う社会構造の変化に関する問題をいいます。

総人口のおよそ35%が65歳以上となり、要介護人口や認知症高齢者の増加、医療介護サービスの需要の急拡大が懸念されています。また、生産人口（15歳～64歳）の急激な減少により、労働力不足がさらに深刻化し、経済活動の持続が困難になると予測されています。

2040年問題に対応するためには



人口減少は、現状の日本における「確定事項」です。企業経営者にとって、会社の存続と発展を目指すためには、自社の現状と外部環境の把握、向かうべきビジョンの構築、積極的なDX推進が必要とされています。

健康イベントを実施しました！



今後の活動は、
ブログでも
随時
ご報告していきます！

セブンス 001グループ

■ 山陰オフィス 2025年4月6日 「とっとり花回廊 ウォーキング」



山陰オフィスでは、鳥取県の観光名所である「とっとり花回廊」へウォーキングに行きました。春爛漫の好天に恵まれ、満開の桜と澄んだ青空が広がる中、色とりどりの花々に囲まれてゆったりとしたひとときを楽しみました。屋外では桜並木のもとを歩き、ドーム内では蘭やチューリップなど美しく咲き誇る花々に癒され、自然の豊かさと季節の移ろいを五感で感じることができました。参加者の交流も深まり、笑顔あふれる一日となりました。

■ 静岡オフィス 2025年4月12日 「静岡市葵区平山 みかん狩り」

静岡オフィスは、昨年好評だったみかん狩りをしました。参加者は従業員の家族も含め20名。天候にも恵まれ、楽しい時間を過ごしました。

「スルガエレガント」という大きく皮も硬い種類ですが、その場で剥いて食べることもでき、みずみずしくとても美味しかったです！

自然の中で食べるお弁当も格別！地面に座って、まぶしい太陽の下、大きな口ではおぼる"おにぎり"。外で食べるのって、どうしてあんなに美味しいのでしょうか。

お土産もたくさんいただき、大盛況でした。



若者円卓会議とは



若者円卓会議は、セブンセンスグループの10年後を創るをテーマにし、若手メンバーを中心に、「やりたい！ やってみたい！」というチャレンジ精神を一つずつ形にするプロジェクトチームです。

活動の基本方針を【夢・若さ・ユーモア】として、社内交流イベントや業務改善コンテストの企画運営、SNS発信など多岐にわたる活動を行っています。

活動報告

セブンセンスグループの諸活動を発信しています！



公式noteを運営しています

若者円卓会議「TEAM SNS・広報」でセブンセンスグループ 公式noteを運営しております。グループの諸活動や社員インタビューを中心に毎月1～2本記事を公開しています。

今回のおすすめ記事はこちら！

確定申告に携わった若手社員たちが
本音トークを繰り広げています！

「会計事務所グループの若手本音トーク ～2025年3月 確定申告編～」



確定申告の繁忙期を駆け抜けた若手社員が、現場でのリアルな体験を語り合う座談会を開催しました。業務の流れやチーム体制、工夫した点や思わぬトラブルまで、実際に携わったからこそ語れるエピソードが満載です。グループ公式noteにて公開中ですので、ぜひご覧ください！

QRはこちら



セブンセンス note



各種SNS 運営中

ぜひフォローをお願いいたします！



Facebook

グループのお知らせを
幅広く発信しています。



X (旧Twitter)

各拠点の担当者が、
日々の様子を、
発信しています。



Instagram

広報記事の更新情報を
チェックいただけます！



LINE

アニメーション動画で専
門情報がチェックできま
す！



note

特集記事を定期的に
掲載しております。

■ 東京上野オフィス

〒110-0005
東京都台東区上野1-19-10
上野広小路会館 7階
Tel : 03-6803-2905

■ 東京御徒町オフィス

〒110-0005
東京都台東区上野3-14-1
UENO CUBE EXECUTIVE 5階
Tel : 050-5785-9180

■ 東京赤坂オフィス

〒107-0052
東京都港区赤坂2-12-10
HF溜池ビルディング 7階
Tel : 03-6426-5542

■ 東京丸の内オフィス

〒100-6213
東京都千代田区丸の内1-11-1
パシフィックセンチュリープレイス 13階

■ 東京銀座オフィス

〒104-0061
東京都中央区銀座8-18-3
銀座加藤ビル 2階

■ 千葉若葉オフィス

〒264-0029
千葉県千葉市若葉区桜木北2-23-22
深谷ビル 201
Tel : 043-234-9132

■ 静岡オフィス

〒422-8005
静岡県静岡市駿河区池田3875-92
Tel : 054-264-3171

静岡オフィス 別館

静岡県静岡市駿河区池田3875-82

静岡オフィス 3号館

静岡県静岡市駿河区池田3875-79

■ 静岡沼津オフィス

〒410-0056
静岡県沼津市高島町15-5
ぬましんCOMPASS 2階

■ 山陰オフィス

〒683-0801
鳥取県米子市新開6-3-15
Tel : 0859-21-1171

■ 石垣島オフィス

〒907-0012
沖縄県石垣市美崎町1-5
名嘉商会ビル 2階

■ 北海道釧路オフィス

〒085-0816
北海道釧路市貝塚2-19-14

■ シンガポールオフィス

10 JALAN BESAR,
13-04, SIM LIM TOWER,
SINGAPORE (208787)



※オフィスによりご提供できるサービスが異なる場合がございます。
あらかじめご了承ください。

セブンセンスには、お客様の抱えるどのような課題にもお応えできるよう、税理士・社会保険労務士だけでなく、
中小企業診断士やファイナンシャルプランナーなど、各部門の専門家が多数在籍しています。

会社の事から人生に関わるプラン作りのことまで、
全てを信頼して任せてもらえる「ベストパートナーシップ」を目指しています。

税務・会計支援



税務会計にお悩みの方

起業・開業支援



会社設立・医院開業をお考えの方

相続・資産対策



資産形成にお悩みの方

人事・労務



人事・労務に関する手続き
人の問題でお悩みの方

コンサルティング



会社経営に関してお悩みの方

会計事務所向け



アウトソーシングをお考えの方